

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和7年12月26日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

理事長 田中 一史 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和7年10月27日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

センター（B）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

2 見解及び根拠

センター（B）は自治体（A）を代理して建設工事の請負契約に係る発注代行及び支払代行業務のみを行う限りにおいて、法第3条1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。